日調連発第２４７号
平成２４年１１月３０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（参考送付）

この度、京都会から、別添のとおり標記制度が京都府福知山市において本年１０月１日から、また、京都府京丹後市において本年１０月１５日から実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

京調発第４３６号
平成２４年１１月２２日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　竹内八十二　様

京都土地家屋調査士会
会　長　信吉秀起

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（参考送付）

平素は当会運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が福知山市において本年１０月１日より、また、京丹後市におきましても１０月１５日より別紙要領にて実施されております。

連絡が遅くなりましたが参考にお知らせいたします。

市民発第１９８０～３号
平成２４年　８月　１日

京都土地家屋調査士会中丹支部
支部長　岩鼻　良久　様

福知山市長　松山　正治

事前登録型本人通知制度の実施について（通知）

平素は、本市の市政運営に御協力をいただき誠にありがとうございます。

御会におかれましては、不当な目的による戸籍謄本及び住民票の写し等の取得防止の観点から「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の適正な管理に努めていただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

しかし、誠に遺憾なことながら、戸籍法、住基法改正後も全国で、不正請求事件が繰り返されており、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」が本来の目的外に使用されることにつきましては、基本的人権擁護の視点からも大変重大な問題であると認識しております。

福知山市といたしましては、このような相次ぐ不正取得を抑止、防止するために、本年１０月から、別紙のとおり「事前登録型本人通知制度」を実施することになりましたので、大変失礼かと存じますが、書面にてお知らせします。今後とも「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の適正な使用に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

〒620-8501
京都府福知山市字内記１３番地の１
福知山市役所　戸籍謄本等不正取得事象対策本部
担当　人権推進室　TEL0773-24-7021
市　民　課　TEL0773-24-7014

「事前登録型本人通知制度」について

1　本人通知制度とは

福知山市に住民登録や本籍地がある人が事前に登録することによって、本人の住民票の写し等証明書を、本人の代理人や第三者に交付した場合に、その事実（交付年月日・交付証明書の種別・交付枚数・交付請求者の種別）を登録者本人に郵送でお知らせする制度です。

2 制度の目的

（1）不正な請求を抑止する。

不正が発覚する可能性が高まり、不正請求を躊躇させる効果が期待できる。また、不正請求の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明が期待できる。

（2）個人の権利利益の不正な侵害を防止する。

3　対象者

（1）本市の住民基本台帳または戸籍の附票に記録されている人

（2）本市の戸籍に記録されている人　　※国内に住所を有する者に限る。

4　登録期間　　申請の日の翌日から起算して３年間

5　通知の内容

（1）交付年月日　　（2）交付証明書の種別

（3）交付枚数　　（4）交付請求者の種別

※この制度は、交付されたことを通知するもので、交付請求者の名前、住所は通知しません。

6　対象となる証明書

（1）住民票の写し，戸籍の附票の写し

（2）戸籍謄本・抄本　　※除票・除籍を含む。

7　実施日

平成２４年１０月１日より登録の受付を開始します。

※参考　事前登録型本人通知制度実施状況　　全国で約１６０市町村

４市民第　１２３４号
平成２４年９月２４日

京都弁護士会長　様
京都司法書士会長　様
京都土地家屋調査士会長　様
近畿税理士会京都府支部連合会長　様
京都府社会保険労務士会長　様
日本弁理士会近畿支部長　様
日本海事代理司会近畿支部長　様
京都府行政書士会長　様

京都府京丹後市長　中　山　泰　

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では平成２４年１０月１５日から事前登録型の本人通知制度を開始します。

これは、本人通知制度として、事前に登録していただいた方に対して、その方の代理人や第三者への住民票の写し等を交付した場合に、その交付事実を通知する制度であります（要綱及び概要は、別紙のとおり）。

つきましては、本制度が開始されるにあたり、ご多忙の中恐縮ですが、会員へのご周知方いただければ幸いに存じます。

（担当）
京丹後市役所市民部
市民課戸籍住民係
担当　坪倉・安積
電話　０７７２-６９-０２１０

住民票や戸籍等の不正取得を防止
10月15日から「事前登録型本人通知制度」を開始

京丹後市役所

京丹後市では、１０月１５日から、住民票や戸籍の不正取得を防止するため、本人以外の第三者が証明書を取得した場合、交付したことを本人に通知する「事前登録型本人通知制度」を開始します。

【制度の概要】

1　事前登録の対象者

(1)　本市の住民基本台帳に記録されている人（削除された人を含みます）。
(2)　本市の戸籍の附票に記録又は記載されている人（削除された人を含みます）。
(3)　本市の戸籍に記録又は記載されている人（除かれた人を含みます。）

2　登録の申出方法

本制度の利用を希望する人は、「本人通知制度登録申出書」を市民部市民課（又は各市民局）に提出してください。市の登録者名簿に登録されます。

※　本人による申出であることを証する書類（顔写真が添付されている住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、許可証など）の提示が必要です。なお、代理人による申出も可能です。また、疾病や他市町村居住等の場合は、郵便や信書便による申出もできます。

3　登録内容の変更や登録廃止の届出

登録者の氏名や住所などが変わったとき、又は登録を廃止したいときは、「変更（又は廃止）届出書を市民部市民課（又は各市民局）に提出してください。

4　登録の抹消

次のいずれかに該当するときは、登録が抹消されます。

(1)　廃止届出があったとき。
(2)　登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
(3)　住民票が職権消除されたとき。
(4)　その他、登録抹消する理由が生じたとき。

5　本人通知の方法

市が、登録者の代理人や第三者に、登録者本人の住民票の写し等を交付した場合に、その交付事実を「交付通知書」により、郵送で通知します。

6　交付通知書（本人通知）の内容

（1）　当該住民票の写し等（以下「交付証明書」といいます）を交付した「交付年月日」
（2）　「交付証明書の種別」
　① 住民票の写し（除票を含みます）
　② 住民票記載事項証明書

③ 戸籍謄本及び抄本（除籍を含みます）
④ 戸籍記載事項証明書（除籍を含みます）
⑤ 戸籍附票の写し（除かれた附票を含みます）

（3） 交付証明書の交付枚数

（4） 交付証明書の請求者の種別（代理人・代理人以外の第三者）

7 通知の対象とならない請求

（1） 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求

（2） 登録者本人、同じ戸籍に記載されている人及び直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求

（3） 国や地方公共団体からの公用請求

8 本制度の告示及び施行

（1） 告示日 平成24年9月14日

（2） 施行日 平成24年10月15日

9 お問い合わせ先

市民部市民課 戸籍住民係（峰山庁舎：℡0772−69−0210）